

助字「所謂」の語性

——古代説話の機制——

谷 口 孝 介

(一) はじめに

古代文献において見られる「所謂」には、説話行為の機制を支える特徴的な用法が存すると思われる。本稿では「所謂」の語性を検討しつつ、この語の機能について言及することにした。

たとえば、日本靈異記、上巻「捉雷縁 第一」は次の一文で結ばれている。

所謂古時名為雷岡語本是也。

この場合の「所謂」を連体詞として「古時」をのみ修飾する語と考へてしまうと、^(二)文意は不明瞭になると言わざるをえない。また吾妻鏡の次の例などもたんなる連体詞とは考えられない箇所である。

(元暦元年二月) 十三日壬申。平氏首聚于源九郎

主六条室町亭。所謂通盛卿。忠度。経正。教経。

敦盛。師盛。知章。経俊。業盛。盛俊等首也。

このような例は何も特殊なものではなく、どうやら古代の説話文、中世の記録類を見る限りは、ほとんどの「所謂」が右と同様の用法であるようだ。

ところが現行の国語辞典類は、イハユルの語義をほぼ現代語の用法と等しく記述している。その一例として、小学館の『日本国語大辞典』では、「連体詞」として「動詞『いう(言)』の未然形に上代の受身の助動詞『ゆ』の連体形が付いて一語化したもの」と語形の成立を述べた後に、「世間一般にいわれている。また、一般にそうたとえられている」と^(三)解説している。

右にみたイハユルの語義記述に対して、近刊の『時代別国語大辞典 室町時代編』では、主に記録、抄物の用例を掲げて、その文章上の機能により三種に分類、記述している。

①ある事柄を記述する際、細かに説明する代りに、一般に通用している他の言い表わし方や類義語で言い代える場合に用いる。

②前述の事柄について、その内容や由来を具体的に説明する場合に用いる。

③ある言語・文章の典拠となる書物や人を挙げて、その言語・文章を引用する場合に用いる。典拠を助詞「に」で導く。～にいわれている、の意。

ここにみられるように、現在通用の「所謂」の用法は第三項に限られている。また正法眼蔵には二二例という他文献をはるかにしのぐイハユルの用語例がみられる。それについて田島毓堂氏は「世間周知」の意の連体詞の類はみあたらないとされ、「前文の敷衍説明、あるいは例を挙げるやうな文脈に用ゐられてゐる」ものと、「イハユルの使はれる直前の場面、文脈において、イハユルに導かれる語があ」り、それを指示する用法とが存することを指摘された。^(四)さらに吾妻鏡の用語例に基づいた、貴志正造氏の次のような解説もみられる。

(謂フトコロハの意) 上述の内容についてさらに具体的に説明する場合に用いる語。それについていうと次の通り。世間でいわれているの意の用例はほとんどない。^(五)

助字「所謂」の語性

先にみた現代の用法とほぼ等しい語義記述をしていた、従来の国語辞典類に対して、主に中世の記録文献の解釈を通して、イハユルのより広い用法が存することが指摘されてきたのであった。

ところでこのような中世記録文献にみられるイハユルの用法は、はたして中世語のみに固有のものであるだろうか。私はそれを古代文献の「所謂」にこそ特徴的にみられる語法だと考えたのである。ところが前掲の国語辞典は和語イハユルの語形の成立に注目し過ぎた結果、その使用法の生態に迫れなかったのではなからうか。確かに和語イハユルは、

所謂は伊波由流と訓べし、古語なり、【此言、漢籍訓にあるのみ見馴て、古言にあらじと思ふは、中々に非なり、凡て古言の漢籍訓に遺れるも多きぞかし、伊波由流とは、^(六)所^ル言と云ことなり、流々を由流と云は、古言の格なり】

と早く本居宣長が指摘するように、元來は「いわれている」意で用いられていた語であつたらう。しかしこの語について大事なことは、このような語源的説明ではなく、漢語「所謂」の「翻説語」として固定しきたったという点なのである。古代文献におけるこの語の用法についても、漢語「所謂」の「翻説語」であるという観点より見直される必要があると考えられる。

(一) 助字「所謂」の語性

古代文献の「所謂」の用法を検討する前に、ここではまず漢語「所謂」の語性を考究しておきたい。この語について、たとえば『大漢和辞典』(旧版)では「いふところ。普通にさう言つてゐる。いはれ」と記述されている。しかしどうやらこの解釈も、「謂言う」という語源的解釈に重点を置いた前掲の国語辞典と等しく、用語の実際から帰納された記述ではなさそうである。

ところが助字の古典的解説書である清、劉淇『助字弁略』巻四には次のような詳細なこの語の用法についての解説が載っている。

○又大学「所謂修身在正其心者。」所謂齊其家在修其身者。」此所謂在首句、欲有所訓積、故拳前文以発之也。左伝隱公三年「且夫賤妨貴、少陵長、遠間親、新間旧、小加大、淫破義、所謂六逆也。君義、臣行、父慈、子孝、兄愛、弟敬、所謂六順也。」此所謂在末句、訓積已審、結正上文也。○又漢書高帝紀「高帝為亭長、乃以竹皮為冠、令求盜之薛治、時時冠之。及貴、常冠、所謂劉氏冠也。」此言劉氏冠、是国家制度、人当知之、而其制度所原起、或未之知。故云此竹皮冠、

即所謂劉氏冠者也。凡此、皆是引証之文。

ここでは助字「所謂」の用法を大きく二つに分けて考えている。ここに注目しておきたいのはその前項の解説である。その前項にはさらに下位分類がなされており、それによると、「首句に在りて、訓積する所有らんと欲すれば、故に前文を挙げ以て発する」場合と、「末句に在りて、訓積已に審にして、正に上文を結ぶ」場合とがあるという。いずれにせよ、伊藤東涯『操觚字訣』巻二にも「ナニナニト謂フ所ハト引用テ、訓積スルナリ」とあるように、助字「所謂」が「訓積」にかかわる語であることはこれによって理解できる。さらにこの語の機能について、空海の編集にかかる『文鏡秘府論』巻四の「句端」に次の記述をみる。

要会所帰、惣上義也。謂、設其事、可謂如此、可
比如此也。

つまり「所謂」には「句端」にあつて、上述した内容の帰結点を要約する働きがあるとされているのである。

以上の見解をうけて、ここで助字「所謂」の構文上の機能として注意しておかなければならないことは、「所謂」が上文をうけとめて、下文を導き出す働きを担う点である。それは決して現行の日本文法にいう連体詞として、下文(あるいは語)にのみかかってゆくものではないのである。しかもこの助字「所謂」が説話行為におい

て論理関係を明らかにするための語である点にも留意しておきたい。

「所謂」がこのような用法を持つに至った理由として、謂字が言・云字と違って判断を下す場合に用いられる点が挙げられる。このことに関しては、荻生徂徠『訳文筌蹄』巻六に謂字が以・為字と同じ用法であることを次のように指摘している。

又謂字ヲ用テモ同事ナリ 謂為盗也 謂為盜一也 謂月為鏡 謂二月為鏡一 又謂字ハカリヲ用ヒ為字ハカリヲ用ルコトモアリ 皆同義ナリ 意以意謂(八)

謂字がこのように繫詞（判断詞）的用法を持つことと、さらに大典『文語解』巻三に「所謂ト句首ニアリ之謂也ト句末ニアリ」とあることよって、「所謂」にも謂字と同様に上述の内容と下文とを結合させる働きが存することの必然性が理解できるのである。それはちょうど現代語の「つまり」「すなわち」や「たゞせば」と同様の機能を持つ語と考えてよいだろう。(九)

次にこのような助字「所謂」が、中国のどのような文獻に用いられているのかをみながら、その用法を検討しておきたい。

まず古代の漢籍においては、孟子に十三例をみとめることができ。この場合の使用法は「君所謂謙者」(梁惠王、下)や「如琴張・曾皙・牧皮者、孔子之所謂狂矣」(尽心、下)などにみられるように、前掲田島論文にいう、動詞「謂う」主体が明示されているように、

る「語源的用法」にあたるものが多くみられる。これは『日本国語大辞典』や『大漢和辞典』などの記述が適合する用法だといえる。

ただこの場合注意しておかなくてはならない点は、古代の漢籍においては、ほとんど全体が会話文より構成されている孟子に偏差して表れていることである。つまりこの「所謂」の淵源が弁論において使用されたものであることは、この語の性格に深く関与すると考えられる。

次いで注目しておきたいのは、『助字弁略』にも引証されている、大学の五例である。大学は朱子の『大学章句』によると、「修身・正心・誠意・致知格物・齊家・治國・平天下」を説く本来の會子の説という「經」の部分と、その經文に會子学派が学派としての積義を加えた「伝」の部分よりなるという。大学にみられる五例はいずれも、この「經」に対する「伝」の第六章から第十章の冒頭に用いられている。この「所謂」によって起筆される伝五章は、先に述べた經の八条目について、訓積・解義(価値付け)を加えた部分なのである。そのおりに經文中の語を術語として捉え、掲出する働きを「所謂——者」の構文が担っている。このような機能が「所謂」の本質であると考えられるのである。

同様の用法で次のようなものも存する。春秋左氏伝の文公二年八月にみえる、宗廟の祀りに関する君子のことばである。

是以魯頌曰、春秋匪解、享祀不_レ忒。皇皇后帝、皇祖后稷。君子曰、礼。謂其_レ后稷親而先_レ帝也。詩曰、問我諸姑、遂及伯姊。君子曰、礼。謂其_レ姉親而先_レ姑。

経文である毛詩の魯頌、闕宮と邶風、泉水の詩句を君子が解義している箇所である。この場合はたんに「謂」とあるだけだが、荻生徂徠『訓詁蒙』巻五に「所ノ字ナクテモ、イハユルトヨムコトアリ」とあるように、前述した「所謂」の訓釈の用法と同様と考えられる。この場合の謂字を我が国では「イフコロハ」と訓む場合が多い。

中世の漢籍においては、文選に古言を「引証」して段落をいまとめる用法を多くみる。

則所謂「生繁華於枯莢、育豊肌於朽骨。」
 この晋、劉琨（越石）「勸進表」（卷三十七）の例では、今括弧でくくった箇所が引用部分であり、李善の注によると、前半は周易の大過に、後半は春秋左氏伝、襄公二十二年の詞にそれぞれ基づいているという。大学においてみられた「いわゆるAはBである」という素朴な文型が、文選では「ここまで述べてきたBはいわゆる（＝つまり）Aのことである」と修辭的に高度なものになっているといえるよう。このような「所謂」の用法が彫琢された美文体を主とする文

選での特徴的なものであると考えられる。

その一方口頭語の世界では、先にみた「所謂」の機能の本質は保ちながら、より多様な局面で使用されてくる。口頭語を多く保存するという世説新語にはこのような「所謂」を十一例見出すことができる。捷悟篇より一例を掲げる。

脩曰、黄絹、色糸也、於_レ字為_レ絶。幼婦、少女也、於_レ字為_レ妙。外孫、女子也、於_レ字為_レ好。鬻白、受辛也、於_レ字為_レ辭。所謂絶妙好辞也。

右は曹操に随行していた楊脩が曹娥碑の裏にあった、「黄絹・幼婦・外孫・鬻白」の析字文を読み解いたことばである。その説話の末尾に解説の結果を「所謂絶妙好辞也」といまとめている。口語訳としては「つまり」「すなわち」などとありたい箇所である。中世においてこの世説新語と言語相を等しくするものとして、漢訳仏典が挙げられる。後秦、鳩摩羅什訳の妙法蓮華経についてみると、七例の「所謂」が見出せる。

仏所_レ成就。第一希有。難解之法。唯仏与_レ仏。乃能究_レ尽諸法実相。所謂諸法。如是相。如是性。如是体。如是力。如是作。如是因。如是縁。如是果。如是報。如是本末究竟等。

右は方便品の十如是を列挙する箇所だが、他の場合も説法において

抽象的な概念(術語)を取り出して、その具体相を説明的に列举する場合に用いられている。なお稿者には正確は期したが、岩波文庫本のサンスクリット原典からの口語訳の対応する箇所が「すなわち」(上六九頁、下二九一頁など)となつてゐることも、この際参照すべきであらう。

ところで世説新語と漢訳仏典とに通じていえることだが、これらの文献の場合、動詞「言う」主体が明示されている「語源的用法」については、

如_二其_一所言。(世説、術解篇)

如_二汝_一所言。(法華経、妙莊嚴王本事品)

というように、意識的に言字を使用している様子が窺われる。このことは、「所謂」という語がこの時点で、「語源的用法」から助字へと分化していることを証していると考えることができる。

ここまでみてきたことによつて、前節でみた我が国の中世記録文献の解釈を通して知られたイハユルの用法が、実は中国における助字「所謂」の語性をその背後に持つものであることが理解できたと考えられる。

(三) 古代文献における「所謂」

前節において助字「所謂」の語性を検討して知られた用法が、我

助字「所謂」の語性

が国の古代文献においても同様にみられる、つまりイハユルという語が漢語「所謂」の「翻読語」であることを、本節では用語例に沿いつつ述べることにしたい。

まず次のようなものは、前節の古代漢語のところでもみた孟子の場合に対応する、「謂_二言う_一」主体が明示されている「語源的用法」の例である。

汝所謂之言、何言。(古事記、中卷、崇神記)

此世人所謂、反矢可畏之縁。(日本書紀、神代下、第九段本文)

しかしながらこのような「語源的用法」はあまり多くはみられない。既に本居宣長も「所言_二とは、_一」(10)と、上に云るを指て云り⁽¹⁰⁾といい、あるいは『和英語林集成』にも、

The above mentioned, aforesaid; the said; the so-called.

とあるように、この語の働きが上文を受ける点にあることは確かである。しかしそのことの指摘だけでは、「所謂」の機能を正確に把握したことはならない。前節で『助字弁略』についてみたように、上文を挙げて訓釈する、あるいは上述の内容を古言などを「引証」していいまとめる機能をおさえておかななくてはならない。

古言などを「引証」して結文するものとしては次のようなものがみられる。

夫常陸国者、堺是广大、地亦緬邈。土壤沃壤、原野肥衍。墾發之処、山海之利。人人自得、家足饒。設有身勞耕耘、力竭紡蚕者。立即可取富豊、自然応免貧窮。況復求塩魚味、左山右海、植桑種麻、後野前原。所謂水陸之府蔵、物産之膏腴。古人云常世之国、蓋疑此地。(常陸国風土記、総記)

但惟下僕稟性難彫、闇神靡瑩。握翰腐毫、对研忘渴。終日目流綴之不能。所謂文章天骨習之不得也。(萬葉集、卷十七、大伴家持、三月五日詩序)

これらの場合はいずれも、彫琢をきわめた美文体での使用であつて、前節でみた文選の例と対応するものである。

是以、自古迄今、祥瑞時見、以応有徳、其類多矣。所謂、鳳凰・麒麟・白雉・白鳥、若斯鳥獸、及于草木、有符応者、皆是、天地所生、休祥嘉瑞也。(日本書紀、孝徳紀、白雉元年二月)

右は詔のなかの例であるが、この場合は「祥瑞」を具体的に説明する箇所用いられている。このような用法のより形式化されたかたちが、前節で漢訳仏典についてみた、具体例を列挙して説明する方法である。これは我が国においても多く見出すことができる。

時伊奘冉尊、脹滿太高。上有八色雷公。(中略)所謂八雷者、在首曰大雷、在胸曰火雷、在腹曰土雷、在背曰稚雷、在尻曰黒雷、在手曰山雷、在足上曰野雷、在陰上曰裂雷。(日本書紀、神代上、第五段一書第九)

其後、素戔鳴神、奉為日神、行甚無狀。種々凌侮。所謂、毀畔〔古語、阿波那知〕・埋溝〔古語、美曾宇美〕・放樋〔古語、斐波那知〕・重播〔古語、志伎麻伎〕・刺串〔古語、久志佐志〕・生剝・逆剝・屎戸。(古語拾遺)必資四恩之徳、是保五陰之体。所謂四恩者、一父母、二国王、三衆生、四三宝。(空海、講演経報四恩徳表白、性靈集、卷八)

ことに初めの日本書紀の例は、説話末にて伝承内容中の語を捉えて注釈を加えている点、興味深い。記紀にはこの用法が多いのだが、このことについては次節で触れることにする。

次のようなものは、上文を挙げて訓釈するものの中でも、大学や左氏伝の場合でみた経文を挙げて釈義するものと、よく対応するものである。

或人説第一謡歌曰、其歌所謂、波魯々々、渠騰會枳拳、喩屢、之麻能野父播羅、此即宮殿接

起於嶋大臣家、而中大兄、与中臣鎌子連、密圖大義、謀戮入鹿之兆也。(日本書紀、皇極紀、四年六月)

これは皇極三年六月の「遙遙に言そ聞ゆる 嶋の藪原」をはじめとする三首の「謡歌」を、大化のクーデターの後、一年前のあの歌は実は、今回の事件の前兆であったことを、解読している部分である。これは原語を取り上げそれを術語として価値付け、解義するという、「所謂」の用法がよく理解できる例である。

直前の語の説明のために、文脈を無視して「所謂」の導く文がはさまこまれる場合もある。

其於泉津平坂、或所謂泉津平坂者、不復別有処所、但臨死氣絶之際、是之謂与。所塞盤石、是謂泉門塞之大神也。(日本書紀、神代上、第五段一書第六)

「其於泉津平坂」は「所塞盤石」に続く文脈であるのだが、「泉津平坂」についての説明が「所謂——者」の構文によって挿入されているのである。(二) この挿入句的用法は古事記においては割注の形式であらわれる。

副五 処之屯宅以献。(所謂五村屯宅者、今葛城之五村苑人也。)(古事記、下卷、安康記)

上文を挙げ、もしくはは指示して説明を施す点では異ならないが、風土記ごとに出雲国風土記には次のような特徴的な用法が存する。

神名火山 郡家東北九里卅步。高二百卅丈、周一十四里。所謂佐太大神社、即彼山下也。(出雲国風土記、秋鹿郡)

惠曇浜 (中略) 其中通川、北流入大海。(割注略)

自川口至南方田辺之間、長一百八十步、広一丈五尺。源者田水也。上文所謂佐太川西源、是同処矣。(同右)

いずれの場合も地誌を記述するに際して、既出の地名などを指示する働きを持っていると考えられる。今挙げた二例についてみれば、前者は『日本古典文学大系』ではほぼ一頁前の神社名を列記した箇所に「佐太御社」(一五六頁)とある。後者の場合もほぼ一頁前の川の名を列記した箇所に「佐太川 源有二。(東水源嶋根郡所謂多久川是也。西水源出秋鹿郡渡村。)(一六〇頁)とあるその割注部を指示する。ちなみにその割注にみられる「多久川」も嶋根郡に既出している。また斐伊川の場合は出雲郡の既出をうけて、仁多郡で「所謂斐伊河上」と記述される。このことは出雲国風土記において、各郡ごとの撰述の後、全体にわたって整序が加えられた徴証とみることができるだろう。

このように我が国の古代文献中の「所謂」についても、前節までにみてきた漢語「所謂」の語性を負っていることが理解できる。

時代が下ってくると、この「所謂」は主に記録文献に屢見されるようになる。今昔物語集の十七例も同一線上に考えてよいだろう。

ところでこの十七例は明らかな偏差を示している。十七例のうち八例までが異朝、七例が本朝仏法、残りの二例が本朝世俗である。さらに本朝仏法の七例のうち四例までが、法華驗記に典故を持つものである。この偏差は「所謂」が漢語文脈を離れては存在しないことを証しよう。その解釈にあたってはその語性を念頭に置いておかななくてはならない。一例のみ挙げておく。

此レニ依テ、淨尊、世間ニ人ノ望ミ離タル食ヲ求テ命ヲ継テ、

仏道ヲ願フ。所謂ル、牛・馬ノ肉村也。(卷十五、鎮西餌取法

師往生語第二十八)

右の傍線部に対して「意識すれば、そこで世人の忌み嫌う牛馬の肉を口にする仕儀と相成りました」と注されているが、これは「所謂」の用法についての理解が充分でない解釈といわざるを得ない。この場合は上文の「人ノ望ミ離タル食」を指示して、それを具体的に説明する挿入句の用法である。この期の文献についていえば、この種の用法が多数を占めている。

又四条大納言者相如之弟子也。仍撰朗詠集

之時、多入相如作。所謂蜀茶漸忘浮花味。并樵蘇往反之句。有何秀發乎。(江談抄、卷五)

必ずしもよみすゑねども自ら知らるゝ文字あり。いはゆる曉天落花・雲間郭公・海上明月、これらのことくは、第二の文字は必ずしもよまず、皆下の題をよむに具して聞ゆる文字なり。

(無名抄、題心事)

(建久六年十二月) 十六日丁卯。於伊豆國願成就院、可奉崇鎮守一由、有其沙汰。是去比、寺中每夜有怪異等。所謂或以飛礫打破堂舍扉、天井動揺如人之歩云々。(吾妻鏡)

当寺の楽は、よく図を調べあはせて、物のめでたくとのほり侍る事、外よりもすぐれたり。故は、太子の御時の図、今に侍るをはかせとす。いはゆる六時堂の前の鐘なり。(徒然草、二百二十段)

いずれも直前の語(波線部)をうけて具体的に説明する挿入句の用法である。ちなみに最後の徒然草の例について高階楊順『徒然草句解』(寛文元年刊)に「所謂と書前にいふ所といふ義也、爰にては上にいへる所の図をさす」と妥当な解釈をみる。名数について具体名を列挙する用法も多くみることができる。

むかし梨壺のいつつの人といひて、歌に巧みなる者あり。いは

ゆる大中臣能宣、清原元輔、源順、紀時文、坂上望城らこれなり。(後拾遺集、序)

山僧愁状可奏聞。伴奏状八人僧綱四人加署名、今四人不加之。所謂大僧都教円、頼寿(割注略)、律師頼賢、慶範(割注略)、等也。(春記、長曆二年十月二十七日)

御産安然、其期候僧五人也。所謂仁和寺宮寛助僧正、行尊僧正、仁実法眼、頼基律師、雅延法橋、顕覚阿闍梨等也。(長秋記、元永二年五月二十八日)

江匡房記云、和歌道ニ取テ往年六人ノ党アリ。所謂範永・棟仲・頼実・兼長・経衡・頼家等也。(十訓抄、第一可定心操振舞事、五十三話)

このように記録文献を中心にみられる「所謂」は、そのほとんどが直前の語を指示して説明、挙例する挿入句的用法である。室町期の故実書である『書簡故実』に「所謂〔其子細ハ是ト云儀也〕」とあるゆえんである。

(四) 小 結

漢語「所謂」の助字としての機能については、前節までに大略述

助字「所謂」の語性

べ得たと考える。そこで最後にそのような「所謂」によって導かれる部分が、説話行為にとってどのような意味があるのか、言及しておきたい。

既に前節で多少触れたが、記紀風土記にみえる「所謂」は説話末にあつて、伝承内容中の一語を取り出し、その伝承を説話する現在から価値付ける働きを担っている。

a 故其所謂黄泉比良坂者、今謂出雲国之伊賦夜坂也。(古事記、上卷)

b 所謂久延毘古者、於今者、山田之會富騰者也。(同右)

c 所謂五村屯宅者、今葛城之五村苑人也。(既出、割注)

d 所謂堅間是今之竹籠也。(日本書紀、神代下、第十一段一書第一)

e 所謂大田々根子、今三輪君等之始祖也。(日本書紀、崇神紀、八年十二月)

f 所謂野見宿禰、是土部連等之始祖也。(日本書紀、垂仁紀、三十二年七月)

g 所謂王仁者、是書首等之始祖也。(日本書紀、応神紀、十六年二月)

h 所謂其池、今号^(一四)稚井也。(常陸国風土記、行方郡)

i 所謂丹塗矢者、乙訓郡社坐、火雷神在。(逸文
山城国風土記、积日本紀、卷九)

j 斯所謂竹野郡奈具社坐、豊宇賀能売命也。

(逸文丹後国風土記、古事記裏書)

k 所謂關宗神宮、是也。(逸文肥後国風土記、积日本紀、

卷十)

説話末に位置する「所謂」に導かれる部分を挙げてみたのだが、三
文献を通じていえることは、傍線を付したところから分かるように、
「所謂」が指示する伝承内容中の語を「今」の事物と関係付けて解
釈している点である。風土記の i j には「今」という語はないが、
「坐」「在」とは神の現前に他ならない。換言すれば、「所謂」は伝
承を説話する現在から、価値付ける鍵となる語を取り出す機能を担
っているのである。また同時にこの部分を見ることによって、伝承
の価値付けの差異も明らかになってくる。つまり日本書紀において
は氏族起源説明としての説話行為がみてとれるし (e f g)、風土
記については神社の縁起として意味付けられた説話行為がみられる
(i j k)。このように伝承を価値付けつつ現前する説話の機制を支
えるものとして、「所謂」は機能しているのである。

このような説話の機制をさらに第二節でみた「経」と「伝」との

関係を重ねながら考えることができる。これについて貝塚茂樹氏の
次の発言は示唆的である。

戦国末の韓非子は、『春秋左氏伝』を成書として利用した最初
の思想家であるが、春秋戦国時代の歴史物語をふんだんに引用
して議論を立てた。その典型は内儲説、外儲説の諸篇である。

内儲説を例にとると、最初に参観、必罰、賞誉、一聴、詭使、
挾智、倒言の七章に分けた綱領を「経」としてあげる。それに
つづいた各項ごとにこれの例証となる説話がいくつかつけられ、
「経」にたいし「伝」と題されている。これは恐らく『春秋
経』にたいする『左氏伝』から連想された発想と思われる。

「経」が成文の書物であるのにたいして、これを例証する説話
が「伝」と名づけられたのは、それが口頭で伝承されていたか
らであろう。ある説話の次に「一曰く」として、その異伝をつ
け加えたものが、かなり見出される。成文の書物にまだまとま
って定着しない以前、口頭で伝承したため、このように説話の
ヴァリエーションが発生し、分化していた有様をよく示してい
るといえるだろう。(一五)

長い引用になったが、ここにいわれていることは、伝伝、変文をは
じめ、我が国の日本霊異記の説話末の經典の引証、ひいては今昔物
語集のコトとしての「――語」という題目とそれの説話行為として

(二六)

の説話内容など、広く説話なるもののあり方を本質的に照射する見解といえる。説話の本質をこのように「経」に対する「伝」にみる時、そのヴァリエーションの価値は「経」を説話者がいかに解釈(価値付け)するにかかるといえる。換言すれば説話とは「経」の「述語的差異化」による絶えざる増殖であると考えることができる。

このように説話の方法を「異伝」の増殖と捉えるならば、そのモデルを言語学という「範列関係」に求め得よう。それに対して、

(二七)

「紀遠近、別同異」あるいは「錯経以合異」といわれる歴史の方法は「異伝」の統合すなわち「連辞関係」と類比的に考えることができる。したがって平田篤胤が歴史を構築するにあたって、次のように「異説」の糾合をその方法としたのも当然のことといえよう。(二九)

己いかで其神世の異説を正し明し、国史に遺漏れる古伝を、傍の書等より摭ひ採りて、一貫に見通すべく、別に繼り記して試ばよと思ひ設たれど、(『古史徴』巻一)

ここで平田篤胤は「範列関係」にある「異説」を「正し明し」、「一貫に見通すべく」歴史を構築したのである。

「経」たるフルコトの「伝」としての「範列関係」である説話と、それを価値の地平に配置する歴史との関係はなお後考にまつとして、本稿ではその一端としての説話の機制を支える一語について考察を

助字「所謂」の語性

加えた。

注

- (一) 以下の行文において、繁雑を避けてたんに「説話」としたところもある。「説話」という語の動作性に留意した所為である。
- (二) たとえば中田祝夫氏校注・訳『日本古典文学全集 六 日本霊異記』では「世にいう古京の時、飛鳥京の時代にこの場所が雷の岡と名づけられるに至った由来、つまり、地名起源にまつわる話の起りは、以上のごとき次第である」と口語訳されている。
- (三) 『新潮国語辞典』『世にいう、いうところの』、『角川古語大辞典』『いわれるところの。世にいうところの。評判の』、『古語大辞典』(小学館)①世間で言われている。世に言う。②すでに周知の。言うまでもない。などと大同小異の記述に終始している(用例は省略した)。
- (四) 田島鏡堂氏「正法眼蔵の語彙から——イハユルについて——」『宗学研究』二〇号。
- (五) 貴志正造氏「吾妻鏡用語注解」『全訳吾妻鏡 別巻』一九頁。
- (六) 本居宣長『古事記伝』巻六、括弧内は割注。
- (七) 「翻読語」なる術語は、小島憲之氏『上代日本文学と中国文学中』、奥村悦三氏「和語、訓読語、翻読語」『萬葉』一一二号などに拠っている。「翻読語」となると差異が明瞭でないが、漢語と日本語との特殊な関係を考えて、ここでは「翻読語」と呼ぶことにする。
- (八) 訓点は正徳五年刊本のものに拠った。
- (九) このことと関連して現代日本語についての、森田良行氏の次のような洞察は興味深い。氏は「AはいわゆるBだ」文型の場合、「いわゆる」の用法は「すなわち」「つまり」と似ていることを指摘され、さ

らに「昭和四十年代のいわゆる神武景氣に拡張した事業が、今では逆に会社のお荷物になっている」という例文について次のように説明される。

「神武景氣」とは当世間で名づけられた呼び方ゆえ、「いわゆる」が用いられている。しかし、時が経てばその意味はあいまいとなるから、「神武景氣、つまり（すなわち）昭和四十年代の好況時に……」と注釈を付ければならなくなる。

「つまり」や「すなわち」がAとBとの関係を問題にしているのに対して、「いわゆる」は被修飾語Bしか問題としない。（森田良行氏『基礎日本語2』四四頁）。

しかし「いわゆる」が被修飾語Bしか問題としないという指摘は、少なくとも古語についてはあてはまらないこと、上述の通りである。

また「たとへば」については清水功氏に次の通時的考察があり、参考になる（「たとへば」考——立証意識の変遷に関連して——『名古屋大学国語国文学』一七号）。

(一〇) 前掲注(六)と同じ。

(一一) 括弧内は割注。以下同じ。

(一二) この用法をより自覚的方法となしたが、物語における「はさみこみ」と考えられる。なお秋山虔氏『王朝の文学空間』二二五頁以下参照。

(一三) 山田孝雄氏他校注『日本古典文学大系 二四 今昔物語集三』三八四頁、頭注三〇。

(一四) 秋本吉郎氏校注『日本古典文学大系 二 風土記』は也字を池字に作り、「諸本』也」。文意により『池』の誤とする（五六頁、脚注6）と注されるが、この構文の場合也字で結ぶのが常態なので諸本の也字に従った。

(一五) 貝塚茂樹氏『貝塚茂樹著作集 五 中国古代の伝承』三三五頁。
 (一六) 藤井貞和氏「コトノモトの消長——物語の源流考——」『国語と国文学』五三巻八号。

(一七) 坂部恵氏『仮面の解釈学』八二頁。なお廣川勝美氏『ものがたり研究序説 伝承史的方法論』一六頁参照。

(一八) とくに晋、杜預、春秋左氏伝序（文選、卷四十五）。

(一九) 平田篤胤の方法論的な評価は廣川氏注（一七）前掲書、とくに八四頁～八六頁に多くを拠っている。

付記

本稿は一九八五年七月二三日、立命館大学において開催された説話・伝承学会七月例会での口頭発表に基づいている。席上御教示を賜った小南一郎先生に謝意を申し上げます。